

## 水域航行規制

右の図の**航行禁止区域**内は、舟およびいかだ等の**航行を禁止**します。

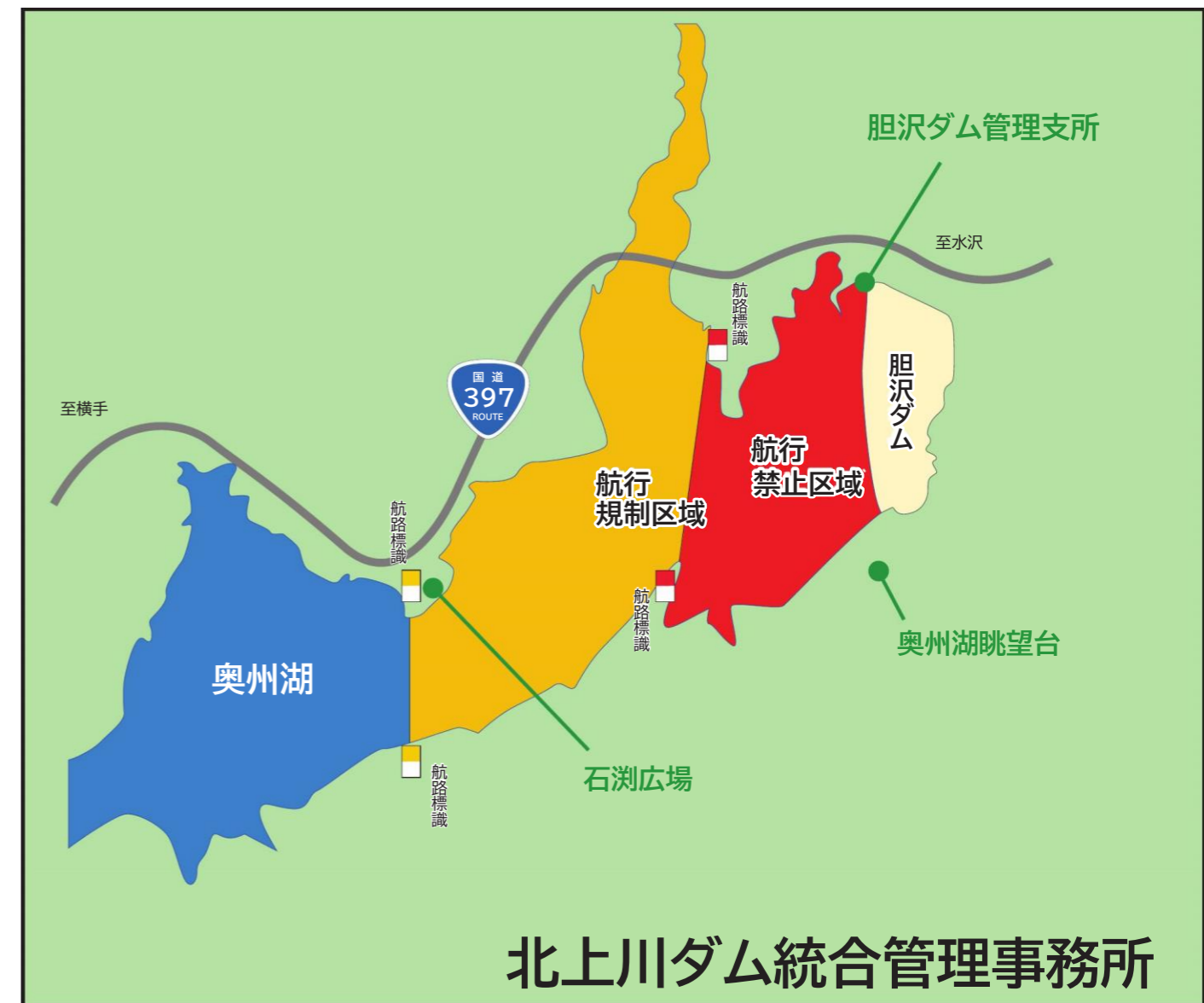
また、**航行規制区域**内を航行する舟およびいかだ等は、**次の方法により航行**してください。

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1. 舟およびいかだの別 | : 舟およびいかだ等  |
| 2. 航路        | : 航行規制区域内   |
| 3. 時間        | : 日の出から日没まで |
| 4. 速度        | : 2ノット以下    |
| 5. 施行年月日     | : 平成26年4月1日 |

上記に違反した者は河川法の規制により罰せられます。

国土交通省 東北地方整備局長

規制に関する連絡先 胆沢ダム管理支所 **0197-49-2981**



# 奥州湖利用のルール

- ダム湖面の利用は、原則として右図に示す**利用可能範囲**（旧石沢ダムより上流域）とします。
- **利用可能範囲**内を利用をする時は、個人の利用も含めて事前に「ダム管理者」へ連絡してください。
- **航行規制区域**内を利用したい時は、事前調整が必要となりますので「ダム管理者」へ連絡してください。
- イベント等を開催する場合には、事前に届け出が必要となりますので必ず「ダム管理者」へ連絡をしてください。
- 柵等により立入を禁じられる箇所への立ち入りは禁止します。
- エンジン付き（電気式も含む）ボート等の使用は禁止します。
- 自動車による湖面への接近は避けてください。
- カヌーやゴムボート等の利用にあたっては、救命胴衣を着用してください。
- 「ゴミは捨てずに、各自必ず持ち帰る」を徹底してください。
- ブラックバスなど外来魚種の放流、ペットや外来動植物の放棄や移植は禁止します。
- 気象情報に十分注意してください。

※胆沢ダムの貯水位、流入量、放流量、雨量状況等を確認できます。

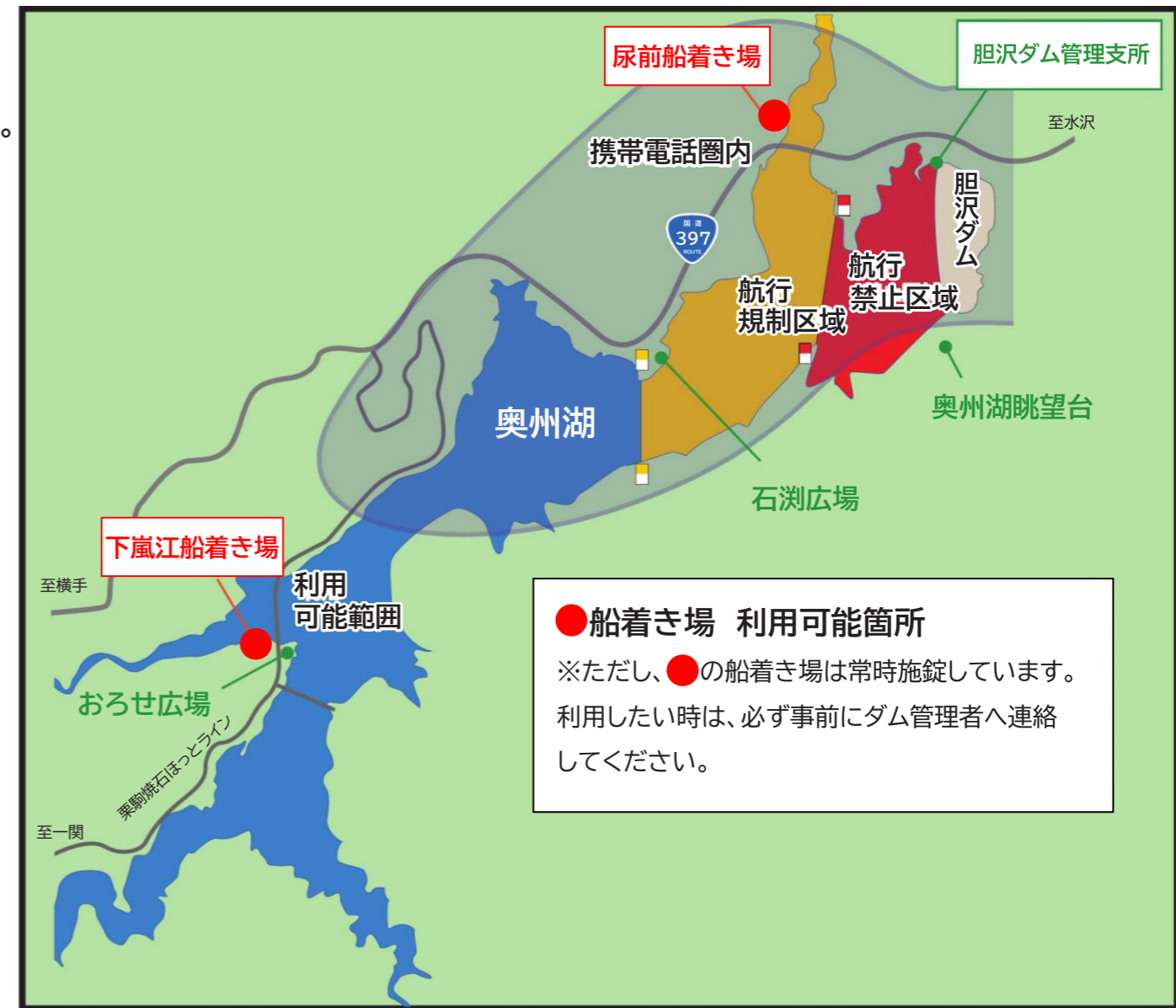
携帯：<http://keitai.thr.mlit.go.jp/kitakato/mobile/index.html>

スマートフォン：<http://keitai.thr.mlit.go.jp/kitakato/sp>



※ただし、右図に示すとおり、奥州湖周辺は電波状況が悪いため、事前の情報収集に努めてください。

緊急時等連絡先    ダム管理者（胆沢ダム管理支所） **0197-49-2981**  
警察（奥州警察署） **110**（0197-25-0110）  
消防（奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部） **119**（0197-24-7211）



国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所